

第 2 期宮城県特別支援教育将来構想 実施計画（前期）案

（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 月
宮城県教育委員会

目次

I	はじめに	1
1	策定の趣旨	
2	計画の構成	
3	計画の期間	
4	進捗管理	
II	実施計画（前期）の取組の視点	2
	優先取組1 切れ目ない一貫した支援体制の確立	
	優先取組2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境等の充実・整備	
	優先取組3 インクルーシブ教育システムの構築	
III	具体的な取組	3
	目標1 自立と社会参加	4
	目標2 誰一人取り残さない学校づくり	6
	目標3 誰もが認め合う地域づくり	10
	県立特別支援学校の施設整備	13
IV	実施計画（前期）の施策体系	17

I はじめに

1 策定の趣旨

第2期宮城県特別支援教育将来構想（以下「将来構想」という。）は、その計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間としています。

将来構想では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として総合的に支援していくため、基本的な考え方を次のとおりとしています。

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

将来構想の実現に当たっては、この基本的な考え方のもと、重点的に行うべき取組や優先度の高い取組を効果的かつ効率的に実施していくことが必要です。

このことから、その時々为社会情勢等に的確に対応したものとするため、将来構想の計画期間を前期（令和7年度～令和11年度）と後期（令和12年度～令和16年度）の2つの期間に分けて実施計画を策定し、その着実な実施と進捗管理に取組めます。

一方で、県立特別支援学校の狭隘化の解消に当たっては、再編整備等される県立高等学校及び市町村立小・中学校施設の利活用が有効です。このため、策定予定の次期県立高校将来構想の実施計画、市町村立小・中学校の再編整備計画及び空き教室の状況等を見据えた狭隘化対策を講じていくため、前期・後期の期間によらず必要に応じ、本実施計画を随時、見直していきます。

なお、これまで、将来構想実施計画とは別に策定していた、「県立特別支援学校教育環境整備計画」については、本実施計画に統合するものです。

2 計画の構成

この計画は、将来構想で掲げた「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つの目標ごとに主な取組の内容や年次計画等を示しています。

3つの目標

- 【目標1 自立と社会参加】
児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導及び支援体制の整備
- 【目標2 誰一人取り残さない学校づくり】
児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備
- 【目標3 誰もが認め合う地域づくり】
生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

3 計画の期間

将来構想の計画期間の前半である、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とします。

4 進捗管理

各事業に定性的・定量的な達成目標や取組方針を設け、事業担当課において年度ごとに評価を行います。また、特別支援教育将来構想審議会において、事業の実施状況等を把握しながら、適正な進捗管理を行っていきます。

なお、具体的な事業内容については、毎年度更新していきます。

II 実施計画（前期）の取組の視点

特別支援教育においては、自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない一貫した支援、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備による、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。特に、県立知的障害特別支援学校の狭隘化は喫緊の課題となっており、その解消に優先的に取り組んでいきます。

さらに、共生社会の実現に向けて障害のある者もない者も共に学ぶ仕組みを構築していくことで障害理解の啓発につながり、地域に根差したインクルーシブ教育を推進することができると考えます。

これらを踏まえて、将来構想で掲げる3つの目標を実現するため、実施計画（前期）においては、次の3点について優先的に取り組むこととします。

優先取組1 切れ目ない一貫した支援体制の確立

- 就学前から学校卒業後までの長期的な視点からの一貫した支援を行うための各教育等段階における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、教育支援計画等の次の段階への確実な引継ぎの実施
- 個別の教育支援計画作成及び合理的配慮検討時の児童生徒本人の参画と自ら選択する力と意思を表明する力の育成

- 卒業後の生活を安定したものとするため、個別の教育支援計画等の活用による必要な配慮の関係機関への引継ぎの実施
- 乳幼児期からの早期支援のための、教育、福祉、医療機関等との連携の強化及び支援体制の構築

優先取組 2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境等の充実・整備

- 児童生徒の増加に伴う県立知的障害特別支援学校の狭隘化の解消等による教育環境の改善
- 小・中学校等及び高等学校等の通常学級や通級による指導のほか、小・中学校等の特別支援学級における合理的配慮への対応や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実
- 個々の能力を伸ばすための高度な学びの機会提供等に係るＩＣＴ活用やユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営・授業づくりの促進
- 高度化・複雑化している医療的ケアが特別支援学校においてより安全・安心に実施できる体制の整備
- 小・中学校等及び高等学校等における障害特性等への教員の理解、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解などの専門性の向上

優先取組 3 インクルーシブ教育システムの構築

- 障害の有無によらず児童生徒が可能な限り共に教育を受けられる条件整備の推進
- 交流及び共同学習の更なる推進による学校と保護者及び地域へのインクルーシブ教育への理解促進
- 特別支援学校のコミュニティ・スクール設置推進等による、地域社会と一体となった魅力ある学校づくりによる、共生社会の実現
- 特別支援学校のセンター的機能を活かした、市町村教育委員会が行う研修事業への支援
- 市町村が実施する特別支援教育に関する研修事業、就学相談及び各学校が実施する医療的ケアへの支援

Ⅲ 具体的な取組

将来構想で掲げる「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の三つの目標の実現を目指し、具体的な取組と事業内容について示します。

※ 表の中の「優先取組」欄については、「Ⅱ実施計画（前期）の取組の視点」の優先取組の番号を記載しています。

また、一つの事業が複数の目標等に該当する場合は、主たる「項目」欄に「主」、従たる項目に「再」と項目欄に記載しています。

目標Ⅰ 自立と社会参加

児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導及び支援体制の整備

Ⅰ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

項目

- ①乳幼児期の連携
- ②就学前（幼児教育施設）の連携
- ③就学中の連携
- ④卒業後の連携

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
Ⅰ	①	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課	○ 視覚障害、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対し、早期から質の高い教育相談の場等を提供する。 ・ 視覚支援学校、聴覚支援学校の乳幼児教育相談担当者の専門性向上 ・ 移動教育相談、オンライン教育相談の実施 ・ 幼児教育施設、小学校等での研修会開催 ・ 普及パンフレットの作成	R7～ R11
3	① ② ③ ④ 主	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催 ・ 広域特別支援連携協議会の開催	R7～ R10
Ⅰ	② ③ 主		総合教育センター、特別支援教育課	○ 特別支援教育コーディネーターを担当する新たな人材の養成 ・ 特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・ 校内体制についての研究協議 ・ 各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際	R7～ R11
	① ② ③ ④ 主	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	○ 発達障害（疑いを含む）のある方やその家族が身近な地域で乳幼児期から成人期における各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、支援体制の充実・強化を図る。 ・ 障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成 ・ 発達障害者地域支援マネージャーの配置 ・ 市町村等地域の支援者に対する技術支援の実施	R7～ R11
Ⅰ 2	②	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	○ 総合教育センターにおける専門研修の実施 ・ 幼稚園等新規採用教員及び中堅教諭等の専門性の向上	R7～ R11
Ⅰ	② ③	教育相談調査研究等事業	総合教育センター	○ 幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、様々な困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援する。 ・ 総合教育センター指導主事による定期巡回教育相談、要請教育相談、来所相談、電話相談の実施	R7～ R10

Ⅲ 具体的な取組

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
3	② 再	障害児教育支援 相談活動事業	特別支援教育課	○ 障害のある幼児児童の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学事務担当説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・ リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・ 就学支援の手引き改訂	R7～ R10
	② 再	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	○ 市町村教育委員会の諮問に応じ、障害のある児童生徒の就学支援に関する重要事項を調査・審議する。	R7～ R11
1 3	③	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うとともに、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目ない支援体制の構築を図る。 ・ 特別支援教育コーディネーター合同連絡会の実施 ・ 外部専門家を活用した引継ぎの在り方検討	R7～ R8
1	④ 主	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課	○ 進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会の開催 ・ 各学校での講演会等の実施 ・ 進路支援研修会の実施	R7～ R10
1	④	特別支援学校における就労定着支援	県立特別支援学校	○ 学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援のための「個別的教育支援計画」の活用に取り組む。また、生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。 ・ 個別的教育支援計画の作成・活用 ・ 就労した卒業生へのアフターケア	R7～ R11

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

項目

- ①生涯学習の推進のための取組の充実
- ②卒業後の充実した余暇活動のための支援
- ③卒業後の可能性を広げるための支援

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
	① ② 再	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	○ 県内特別支援学校に在籍する児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。 ・ 作業製品販売会、ステージ発表 ・ 特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介 VTR 放映	R7～ R11

	① ②	学びを通じたみやぎの共生社会推進事業	生涯学習課	○ 障害の有無によらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すほか、学校を卒業しても学び続けることができる持続可能で循環できる仕組みを形成する。 ・ 地域コンソーシアムの開催 ・ 地域の実情に応じた学習プログラムの開発・実施 ・ まなびのWEB 宮城による情報発信	R7
I	③	特別支援学校における進路支援・移行支援	県立特別支援学校	○ 児童生徒一人一人の進路希望に基づいた適切な学習支援と情報提供及び進学先等へのフォローアップを行う。 ・ 将来を見通した「キャリア・パスポート」の活用 ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用	R7～ R11
I	③再	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課	○ 進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会の開催 ・ 各学校での講演会等の実施 ・ 進路支援研修会の実施	R7～ R11

目標 2 誰一人取り残さない学校づくり

児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

I 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

項目

- ① 県立特別支援学校における教育環境の整備
- ② 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実
- ③ ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- ④ 小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実
- ⑤ 高等学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実
- ⑥ 安全・安心な医療的ケアの実施体制等の整備

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2	①	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	○ 県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持補修に係る修繕工事等を行う。 ・ 教室等整備事業	R7～ R11
			特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校の狭隘化等に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や老朽化した校舎等の改築を行う際に必要となる教材物品等の整備を行う。 ・ 視覚支援学校、聴覚支援学校（校舎改築に伴うもの）	R7～ R11
2	①	仮設校舎管理事業	特別支援教育課	○ 県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、仮設プレハブ校舎を管理し、教育環境の改善を図る。 ・ 名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎賃貸借	R7～ R11

Ⅲ 具体的な取組

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2	①	校舎改築事業	施設整備課	○ 老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、児童生徒数が増加している古川支援学校の狭隘化の解消を図るため、隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、必要な教室等を整備する。 ・ 老朽化した校舎等の改築 ・ 旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等の改修	R7～R11
2	①③	学校巡回指導事業	総合教育センター、特別支援教育課	○ 県立特別支援学校を指導主事が訪問し、教育課程、学習指導等に関する指導及び支援を行う。	R7～R11
	①④⑤	教育課程の研究	特別支援教育課	○ 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関し、それらの内容について研究協議を行い特別支援教育の改善を図る。 ・ 特別支援教育課程中央説明会への教員派遣 ・ 特別支援教育課程宮城県説明会の実施	R7～R11
1 2 3	①④⑤主	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教委センター	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 個別的教育支援計画活用支援事業 ・ 特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・ インクルーシブ教育研修会の開催	R7～R11
2 3	①④主	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	○ 県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ・ 居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・ 教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	R7～R11
2	③	県立学校 ICT 機器整備推進事業	教育企画室、県立学校	○ 県立学校の授業等教育活動に資する ICT 機器の整備・更新を行い、ICT 環境の充実を図ることで、教職員及び児童生徒の ICT 利活用を推進していく。 ・ 県立学校の大型掲示装置（プロジェクト等）の更新 ・ 県立特別支援学校の入出力支援装置の整備・更新	R7～R11
2	③	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室、県立学校	○ 教育の情報化を背景として、県立学校の情報インフラを統合的に管理・運用を行うことで、各学校に等しく安定的かつ快適なネットワーク環境の充実を図る。 ・ 県立学校情報ネットワーク（SWAN）の運用管理 ・ 県立学校の校内無線アクセスポイントの更新	R7～R11
2	③	特別な支援を要する児童生徒に対する ICT 活用教育推進事業	特別支援教育課	○ 障害のある児童生徒の教科指導における ICT 機器活用推進による学校教育の質の向上や、切れ目ない学びと学習の質を確保するために、個別最適な学びの提供と在籍校とのつながりと学習の継続を図る。 ・ ICT 教育支援推進コーディネーターの配置 ・ 機器、教材（アバターロボット、AI ドリル）の整備	R7

Ⅲ 具体的な取組

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
1 2	④ ⑤	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うとともに、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目ない支援体制の構築を図る。 ・ 児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討 ・ 外部専門家による研修会の実施	R7～ R8
1 2	④ ⑤	通級による指導の推進	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、市町村教委、小・中学校等、高等学校等	○ 障害のある児童生徒が通級による指導を受けられる体制を構築する。 ・ 学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・ 小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施	R7～ R11
2	⑤ 再	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	○ 発達障害の可能性のある児童生徒に対し、特性に配慮した教育プログラムや支援体制を整えることにより、学校づくり、授業づくりを推進する。 ・ 学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・ 発達障害理解研修会の実施	R7～ R8
	⑤	入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課	○ 学習意欲がありながら、長期療養のため通学することが困難な高校生に対する学習機会の補償 ・ 入院生徒への訪問指導、遠隔教育に係る機器整備 ・ 医教連携コーディネーターの配置	R7～ R11
2	⑥ 主	医療的ケア推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。 ・ 看護師の配置 ・ 看護師及び教員に対する医療的ケアに関する研修会 ・ 医療的ケア運営会議 ・ 指導的役割を担う看護師の育成等に関する検討	R7～ R11
2	⑥	医療的ケア児通学支援モデル事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とすることにより通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減を図るため、介護タクシーに看護師が同乗し、通学を支援する取組をモデル的に実施する。 ・ 通学時の介護タクシーへの看護師の同乗・医療的ケアへの対応	R7
	⑥ 再	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	○ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者への療養や就学・就労等に係る情報の提供・助言等、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関への疾病に係る情報提供及び周知啓発を行う。 ・ 小慢さぽーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援、講演・研修会の開催、情報提供等	R7～ R11

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
	⑥ 再	医療的ケア児等 支援体制整備推 進事業	精神保健推 進室	○ 身近な地域での医療的ケア児者の支援体制の整備及び医療型短期入所サービスの円滑な利用体制を構築する。 ・ 宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・ 医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・ 医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	R7

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

項目

- ①全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進
- ②特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積
- ③職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上
- ④専門性向上を支える校内組織の整備

優先 取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業 期間
2	① ② ③	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	○ 総合教育センター研修等による特別支援教育に係る専門性や指導力の向上 ・ 校種、職種、階層、経験年数等ごとの研修の開催	R7～ R11
	②	県立特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課、特別支援学校	○ 教育相談体制を充実させ、いじめの未然防止や事案発生時の対応、学校に登校していない児童生徒への支援等について、教員へ助言等を行う。また、震災による心のケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する。 ・ 外部専門家の配置	R7～ R11
2	②	教職員免許法認定講習	教職員課	○ 特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座を開設し、同免許状の保有率向上を図る。 ・ 特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座の開設	R7～ R8
2	② 主	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	○ 発達障害の可能性のある児童生徒に対し、特性に配慮した教育プログラムや支援体制を整えることにより、学校づくり、授業づくりを推進する。 ・ 学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・ 発達障害理解研修会の実施	R7～ R8
	② ③	教育研修等推進事業	特別支援教育課	○ 全国並みの教育水準の確保と教職員の質の向上を図るため、初等中等教育の振興に資することを目的に文部科学省や国立特別支援教育総合研究所等が主催する研修などに教職員を派遣し、その研修の成果を伝達、普及する。	R7～ R11

Ⅰ	③再	特別支援教育総合推進事業	総合教育センター、特別支援教育課	○ 特別支援教育コーディネーターを担当する新たな人材を養成する。 ・ 特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・ 校内体制についての研究協議 ・ 各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際	R7～R11
Ⅰ 2	④再	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課	○ 小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行うとともに、小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行い、切れ目ない支援体制の構築を図る。 ・ 児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討 ・ 外部専門家による研修会の実施	R7～R8
	④再	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	○ 発達障害（疑いを含む）のある方やその家族が身近な地域で乳幼児期から成人期における各ライフステージに応じた支援を受けられるよう、支援体制の充実・強化を図る。 ・ 障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成 ・ 発達障害者地域支援マネージャーの配置 ・ 市町村等地域の支援者に対する技術支援の実施	R7～R11

目標 3 誰もが認め合う地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進

項目

- ①インクルーシブ教育の更なる推進
- ②インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発
- ③特別支援学校が地域において果たす役割の強化

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2 3	①再	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	○ 県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ・ 居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・ 教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	R7～R11
	②主	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	○ 県内特別支援学校に在籍する児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。 ・ 作業製品販売会、ステージ発表 ・ 特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介 VTR 放映	R7～R11

3	② ③	地域と連携した インクルーシブ 教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携しながら魅力ある学校づくりに取り組むことにより、障害のある児童生徒を地域全体で健やかに育む体制づくりを行うとともに、地域におけるインクルーシブ教育の推進と共生社会の実現を図る。 ・ コミュニティ・スクールの指定 ・ 地域と連携した多様な取組の支援	R7～ R9
	③	学校評価事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	○ 自校の教育活動、学校運営についての自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、開かれた学校づくりを推進する。 ・ 学校評議員の委嘱、学校評議員会の開催	R7～ R9
1 2 3	③ 再	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合研修センター	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 個別の教育支援計画活用支援事業 ・ 特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・ インクルーシブ教育研修会の開催	R7～ R11

2 市町村教育委員会へのサポート

項目

- ①研修等事業の充実
- ②就学における相談支援の充実
- ③医療的ケア等の実施に関する支援

優先取組	項目	事業名	実施機関	取組内容	事業期間
2	①	研修研究事業	総合教育センター	○ 福祉と教育の連携により特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。(子ども総合センターとの共催) ・ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催	R7～ R11
3	① ② 再	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	○ 共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催 ・ 広域特別支援連携協議会の開催	R7～ R11
3	② 主	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	○ 障害のある児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学事務担当説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・ リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・ 就学支援の手引き改訂	R7～ R11
	② 主	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	○ 市町村教育委員会の諮問に応じ、障害のある児童生徒の就学支援に関する重要事項を調査・審議する。	R7～ R11

Ⅲ 具体的な取組

	③ 再	医療的ケア推進事業	特別支援教育課	○ 医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、研修会等を通して市町村教育委員会への支援を行う。 ・ 地域における医療的ケア支援体制整備研修会	R7～ R11
	③ 主	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	・ 小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者への療養や就学・就労等に係る情報の提供・助言等、小児慢性特定疾病児童等を支援する教育機関への疾病に係る情報提供及び周知啓発を行う。 ・ 小慢さぼーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援、講演・研修会の開催、情報提供等	R7～ R11
	③ 主	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	○ 身近な地域での医療的ケア児者の支援体制の整備及び医療型短期入所サービスの円滑な利用体制を構築する。 ・ 宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・ 医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・ 医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	R7

県立特別支援学校の施設整備

Ⅰ 施設整備に係るこれまでの取組

本県では、狹隘化対策として、平成27年度から令和6年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により63教室、対象学区を全県とする高等学園を含めると、77教室を整備しました。

また、そのほか、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に転用するなどして、児童生徒の増加に対応してきました。

知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狹隘化対策

年度	対 策 内 容	
H28	①女川高等学園開校	高等部9教室を整備
	②岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備
H29	③利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備
H30	④小松島支援学校松陵校開校	旧仙台市立松陵小学校の敷地及び建物を借用、小・中学部 13教室を整備
	⑤西多賀支援学校知的教室設置	重度重複学級1学級を設置
R1	⑥名取支援学校名取が丘校開校	名取市立不二が丘小学校の一部に、小学部5教室を整備
	⑦古川支援学校仮設校舎増改築	高等部4教室を整備
R3	⑧学校法人三幸学園支援学校仙台みらい高等学園（私立）新設への助成	旧宮城県教育研修センター跡地の利活用による私立高等学園の誘致
	⑨小牛田高等学園仮設校舎設置	高等部実習棟2室を整備
R6	⑩秋保かがやき支援学校開校	小学部12教室、中学部6教室、高等部普通科6教室、高等部産業技術科12教室を整備



① 高等学園の新設
(女川高等学園)



① 高等学園産業技術科の実習室
整備(流通サービスコース)
(女川高等学園)



② 高等学校の余裕教室を活用
した分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



③ 小学校の余裕教室を活用
した分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



④ 旧仙台市立小学校を活用
した分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



⑥ 小学校の余裕教室を活用
した分校の設置
(名取支援学校名取が丘校)



⑦ 仮設校舎の増改築
(古川支援学校)



⑧ 私立高等学園新設への助成
(仙台みらい高等学園)



⑨ 仮設校舎の設置
(小牛田高等学園実習棟)



⑩ 支援学校の新設
(秋保かがやき支援学校)

2 今後の整備方針

(1) 狭隘化への対応

現在進めている小松島支援学校松陵校の本校化、名取支援学校名取が丘校及び利府支援学校塩釜校における小学校の余裕教室を活用した教室の整備・拡充、古川支援学校における隣接小学校校舎等の活用について、計画どおり供用開始ができるよう準備作業や関係部署との調整等を進めていきます。

また、今後における特別支援学校設置基準を下回る学校（地域）に対する追加対策と特別支援学校設置基準を大幅に上回る学校の在り方について、老朽化対策の計画や活用可能な余裕教室及び遊休施設等の状況を踏まえた上で、各地域の狭隘化への対応を含めた一体的な対策を検討していきます。

具体的には、当面、増加傾向が見込まれている児童生徒数の推移を注視しながら、県南地域及び仙台圏域について、具体的な狭隘化への対策の検討を進めていきます。

○ 既存校の校舎及び運動場面積と設置基準必要面積の状況（R6.5.1現在）

学校名	設置基準による必要面積					現有面積					充足率	
	幼・校舎	小中・校舎	高専・校舎	①校舎計	②運動場	幼・校舎	小中・校舎	高専・校舎	③校舎計	④運動場	③/①校舎	④/②運動場
視覚（仮設校舎）	190	1,398	480	2,068	3,600	改築工事中			4,168	2,200	202%	61%
聴覚	314	1,430	500	2,244	3,600	415	4,776	3,953	9,144	6,614	407%	184%
聴覚小牛田	170	950	0	1,120	2,400	106	1,634	0	1,740	0	155%	0%
光明	0	4,486	3,214	7,700	3,600	0	5,213	4,935	10,148	4,774	132%	133%
船岡	0	2,440	2,124	4,564	3,600	0	3,779	3,906	7,685	1,975	168%	55%
拓桃（肢体）	0	1,732	0	1,732	3,600	0	5,333	0	5,333	0	308%	0%
拓桃（病弱）												
西多賀（病弱）	0	1,214	547	1,761	3,600	0	3,825	0	3,825	0	217%	0%
西多賀（知的）												
山元（病弱）	0	1,556	591	2,147	3,600	0	3,484	452	3,936	4,061	183%	113%
山元（知的）												
金成	0	1,394	666	2,060	3,600	0	3,213	404	3,617	3,539	176%	98%
角田	0	2,258	1,414	3,672	3,600	0	3,009	404	3,413	6,834	93%	190%
角田白石校	0	1,124	0	1,124	3,600	0	338	0	338	0	30%	0%
石巻	0	2,960	1,898	4,858	3,600	0	3,859	2,599	6,458	9,947	133%	276%
気仙沼	0	1,907	512	2,419	3,600	0	2,026	1,306	3,332	1,473	138%	41%
古川	0	4,503	2,228	6,731	3,600	0	2,111	2,211	4,322	0	64%	0%
名取	0	4,078	2,162	6,240	3,600	0	3,533	1,798	5,331	1,137	85%	32%
名取名取が丘	0	1,637	0	1,637	2,400	0	1,308	0	1,308	0	80%	0%
小牛田	0	0	2,040	2,040	3,600	0	0	3,373	3,373	7,000	165%	194%
利府	0	4,044	3,158	7,202	3,600	0	3,015	2,483	5,498	1,300	76%	36%
利府富谷	0	1,934	0	1,934	2,400	0	1,645	0	1,645	0	85%	0%
利府塩釜	0	1,502	0	1,502	2,400	0	1,467	0	1,467	0	98%	0%
迫	0	2,312	974	3,286	3,600	0	2,406	1,486	3,892	4,090	118%	114%
岩沼	0	0	3,280	3,280	3,600	0	0	5,500	5,500	18,334	168%	509%
岩沼川崎												
小松島	0	4,571	3,494	8,065	3,600	0	3,208	1,745	4,953	2,880	61%	80%
小松島松陵	0	1,691	0	1,691	3,600	0	3,723	0	3,723	12,277	220%	341%
女川	0	0	1,840	1,840	3,600	0	0	4,085	4,085	21,872	222%	608%
秋保（高等部1学年のみ）	0	3,041	886	3,927	3,600	内訳整理中			11,211	6,312	285%	175%

◎ 現有面積が設置基準の必要面積を下回っている学校

- ・ 校舎 9校／26校中
 [角田：93％、角田白石校：30％、古川：64％、名取：85％、名取名取が丘校：80％
 利府：76％、利府富谷校：85％、利府塩釜校：98％、小松島：61％]
- ・ 運動場 15校／26校中
 [視覚：61％、船岡：55％、金成：98％、気仙沼：41％、名取：32％、利府：36％、小松島：80％
 聴覚小牛田校、拓桃、西多賀、角田白石校、古川、名取名取が丘校、利府富谷校、利府塩釜校の8校は0％]

※ 現有面積は、学校施設台帳に記載している面積（保有面積及び借用面積の和）で、台帳に記載がないものは算入できない。

※ 運動場の面積は、学校施設台帳に記載しているグラウンド面積である（屋内運動場は含まない）。

(2) 老朽化への対応

老朽化対策の実施に当たっては、今後の児童生徒数の推移や狭隘化対策の計画等を考慮した上で、地域ごとに特別支援学校の在り方を勘案しながら検討していきます。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に整備した校舎が老朽化したことから、寄宿舍、屋内運動場の改築を完了させ、現在は校舎の改築工事を進めています。同様に、聴覚支援学校は、昭和46～53年に整備した校舎が老朽化していることから、校舎、寄宿舍、屋内運動場等の改築設計に着手しています。

このほか、船岡支援学校は、昭和45～54年に現在の校舎等が整備され、経年による老朽化が進んでいることから、県南地域の狭隘化対策の計画等を考慮した上で、具体的な改築計画の検討を進めていきます。

3 今後の整備計画

(1) 狭隘化対策

優先 取組	学校名等	内 容
2	小松島支援学校松陵校への高等部設置及び本校化	(1) 供用開始年度 : 令和7年度（分校供用開始：平成30年度） (2) 設置場所 : 旧仙台市立松陵小学校（仙台市泉区松陵） (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒 ②規模：32学級（130人程度） ③学部：小学部・中学部・高等部 (4) 内 容 : ①小松島支援学校から独立、本校化 ②利府支援学校富谷校を本校化する小松島支援学校松陵校の分校へ変更 ③小松島支援学校の学区の一部を、本校化する小松島支援学校松陵校の学区へ変更
2	余裕教室の活用（名取支援学校名取が丘校）	(1) 供用開始年度 : 令和7年度 (2) 設置場所 : 名取市立不二が丘小学校（名取市名取が丘） (3) 内 容 : 名取市から使用許可を受けて設置している名取支援学校名取が丘校について、使用許可の範囲を広げ、名取が丘校の教室として使用できるよう整備する。

Ⅲ 具体的な取組

Ⅳ 実施計画（前期）の施策体系

優先 取組	学校名等	内 容
2	余裕教室の活用（利府支援学校塩釜校）	(1) 供用開始年度 : 令和7年度以降順次 (2) 設 置 場 所 : 塩釜市立第二小学校（塩釜市小松崎） (3) 内 容 : 塩釜市から使用許可を受けて設置している利府支援学校塩釜校について、使用許可の範囲を広げ、塩釜校の教室として使用できるよう整備する。
2	閉校した隣接小学校校舎等の活用（古川支援学校）	(1) 供用開始年度 : 令和8年度 (2) 設 置 場 所 : 旧大崎市立志田小学校（大崎市古川飯川） (3) 内 容 : 隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、古川支援学校で必要な教室等を整備する。
2	県南地域における特別支援学校の在り方検討（角田支援学校・角田支援学校白石校・山元支援学校・船岡支援学校）	県南地域における知的障害特別支援学校の狭小化の解消を図るとともに、経年により老朽化が進む船岡支援学校の校舎等に関する対策を講じる必要があるため、今後の児童生徒数の推移や各学校の配置関係、校舎等の建物の状況などを踏まえた上で、県南地域における特別支援学校の在り方について検討していく。
2	仙台圏域における余裕教室・遊休施設等の活用検討（小松島支援学校・利府支援学校）	仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭小化の解消を図るため、児童生徒数の減少等を背景とした、県立高校や市町村立学校の閉校後の跡地や余裕教室、その他 県有財産の遊休施設等を活用し、特別支援学校の分校を設置するなど教室等の整備を検討していく。

(2) 老朽化対策

優先 取組	学校名等	内 容
2	視覚支援学校校舎等改築	(1) 供用開始年度 : 令和7年度 (2) 設 置 場 所 : 視覚支援学校（仙台市青葉区上杉） (3) 対 象 施 設 : 校舎、屋内運動場ほか
2	聴覚支援学校校舎等改築	(1) 供用開始年度 : 令和11年度 (2) 設 置 場 所 : 聴覚支援学校（仙台市太白区八木松） (3) 対 象 施 設 : 校舎、屋内運動場、寄宿舎ほか
2	県南地域における特別支援学校の在り方検討（角田支援学校・角田支援学校白石校・山元支援学校・船岡支援学校） ※再掲	県南地域における知的障害特別支援学校の狭小化の解消を図るとともに、経年により老朽化が進む船岡支援学校の校舎等に関する対策を講じる必要があるため、今後の児童生徒数の推移や各学校の配置関係、校舎等の建物の状況などを踏まえた上で、県南地域における特別支援学校の在り方について検討していく。
2	その他の校舎改築等	上記以外の特別支援学校についても、順次計画的に改築や長寿命化改修等の老朽化 対策を進めていく。

Ⅳ 実施計画（前期）の施策体系

別紙